

○在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

昭和54年9月21日

規則第9号

改正 昭和60年4月1日規則第2号

平成8年3月18日規則第2号

平成11年3月26日規則第6号

平成12年3月28日規則第13号

平成14年3月20日規則第6号

平成17年12月8日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 条例第3条第2項の規定する受給資格の認定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に、同意書（様式第2号）及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(受給資格の認定及び通知)

第3条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、受給資格を認定し、申請者に対して在宅重度心身障害者手当受給資格認定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(届出)

第4条 条例第4条第2項による届出は、在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届（様式第4号）による。

(支給の停止及び通知)

第5条 町長は、受給資格の認定を受けている者であつて、前年の所得により住民税が課税されている者には、その年の8月から翌年の7月（1月1日から7月1日までに申請する者にあつては、前々年の所得により住民税が課税されている者には、その年の1月から7月）までの手当を支給しない。

2 町長は、前項の確認のため、毎年、所得審査を行い、その結果、支給停止になる場合は、在宅重度心身障害者手当支給停止通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(支給時期等)

第6条 手当は、毎年度9月、3月の2期に分けて支給する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 在宅重度心身障害児手当支給条例施行規則（昭和47年越生町規則第6号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則により受給資格の認定を受けている者は、その者から障害者本人に氏名を改めることにより、この規則による認定を受けている者とみなす。この場合、町長は、この規則第3条の規定による通知をしなければならない。

附 則（昭和60年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第2号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第23号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に受給資格の認定を受けている者は、第2条に定める同意書及び町長が必要と認める書類を町長に提出しなければならない。また、町長は、当該受給資格の認定を受けている者であって、前々年の所得により住民税が課税されている者には、平成18年4月から平成18年7月までの手当を支給しない。

様式第1号

障害者在宅福祉サービス利用(変更)申請書

年 月 日

越生町長 様

住 所  
氏 名 ①  
T E L ( )  
利用者との関係

次のとおり申請します。

利用 者	氏 名			性 別			生 年 月 日			年 月 日										
	住 所						電 話 番 号													
利用した いサービ スに○印 を付けて 下さい。	重度心身医療費	在宅重度身障手当	タクシー運賃割引	補装具給付・修理	更生医療	日常生活用具給付	診断書料助成金	補装具自己負担金	居宅改善	自動車改造	自動車運転免許証	ホームヘルパー	入浴サービス	デイサービス	短期入所	施設入所	就職支度金	通学奨励費補助	生活サポート	
	サービス希望内容																			
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 音・言 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神																		
		障害名												手帳番号及び程度		級 種				
	かかりつけ医療機関名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>電 話</span> <span>担当医師名</span> </div>																		
	申請理由	家族の状況	氏 名			続 柄			生 年 月 日			介 護 者								
	保 護 者	氏 名			続 柄			生 年 月 日			年 月 日									
住 所						緊 急 時 連 絡 先														
振 込 先 口座番号	銀行(信金)			支店			被 保 険 者													
	普・当 口座番号						医 療 保 険			記 号 番 号										
	名義人									名 称										

※ 在宅福祉サービス決定に必要なため、あなたの課税状況の情報については、必要に応じ税務課の課税台帳から収集します。

※ 在宅福祉サービスを実施するにあたり、あなたの個人情報については、必要に応じ委託先に提供します。

様式第2号

同 意 書

私は、自身の住民基本台帳及び課税台帳の情報を、在宅重度心身障害者手当の受給及び支給の確認のため、越生町長が使用することに同意します。

年 月 日

越生町長 様

住 所  
氏 名



様式第3号

第 号  
年 月 日

様

越生町長



在宅重度心身障害者手当受給資格認定(却下)通知書

さきに申請のあった在宅重度心身障害者手当の受給資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認定します

認定内容

支給開始年月	年	月
手 当 額	月額	円
支 給 時 期	9月	3月

\*所得審査により、支給停止になる場合は「在宅重度心身障害者手当支給停止通知書」により通知します。なお、支給の場合は通知しませんので、振込通帳等でご確認ください。

2 却下します

理由

教示

1 異議申立てについて

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、越生町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、越生町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において越生町を代表する者は越生町長です。

ただし、この決定があつたことを知つた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号

在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

在宅重度心身障害者手当の受給資格がなくなりましたのでお届けします。

理由

理由が発生した日                      年    月    日

年    月    日

受給者  
住所  
氏名



越生町長                      様

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

越生町長



在宅重度心身障害者手当支給停止通知書

あなたの 年の所得審査を行った結果、住民税が課税されていまして、手当の支給を停止しますので通知します。

なお、今回の審査結果は 年 月分から 年 月分までの手当について適用されます。

教示

1 異議申立てについて

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、越生町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、越生町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において越生町を代表する者は越生町長です。

ただし、この決定があつたことを知つた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号  
様式第 2 号  
様式第 3 号  
様式第 4 号  
様式第 5 号